

# ■ケアポート秋田「訪問介護事業所」

- ・事業所名: ケアポート秋田 訪問介護事業所
- ・事業所番号: 0570126524
- ・所在地: 〒010-0954 秋田市山王沼田町 2-41
- ・直通連絡先: TEL(018)883-1578 FAX(018)883-1573
- ・営業日: 毎週月曜日～金曜日(休業日/祝祭日、土、日曜日・8月13日、12月30日～1月3日)
- ・営業時間: 午前 8:30 ～午後 5:30
- ・職員採用: 訪問介護員(ヘルパー)を随時採用しております。

## ・運営方針

日常生活を営むのに支障のある高齢者のいるご自宅を介護職員が訪問することで、安心して在宅生活が継続できるよう支援し、またご家族の介護負担の軽減を図って参ります。さらにサービス提供するうえで、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス・居宅介護支援事業所などとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めて参ります。

## ・職員

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者などの資格を保持している者が対応します。無資格者は仕事をすることはできません。

## ・サービス内容

大きく分けて「身体介護」と「生活援助」の二つです。「身体介護」では食事や排泄、入浴の介助を行います。他には、着替えや移乗介助、体位変換、散歩の補助、口腔ケアなども行います。「生活援助」では、調理や食事の配膳、自宅内で普段の生活において利用する部屋の掃除や整理整頓や、洗濯、ゴミ出し、食料品や日用品などの買い物代行、服の補修など、ご利用者の身の回りにおける家事の支援を行います。訪問介護員は利用者さんが自宅においてできるだけ自立した生活を送ることができるようサポートを行います。ただし、提供するサービスの内容はあらかじめ決められています。また、利用者さんへのケアのほかに、介護記録など報告書を作成することや、重要な事柄をケアマネージャーに報告します。



## ・サービス対象者

要支援 1・2、要介護 1～5 の要介護認定を受けている高齢者、または 40 歳～64 歳までの方で特定疾病の方が対象です。

## ・サービス提供までの流れ

訪問介護事業所がケアプランに沿ったサービスの依頼を受けることから始まります。ケアプラン

は居宅介護支援事業所や地域包括支援センターのケアマネージャー

などが作成します。このケアプランについては利用者さん本人でも作成を行うことができます。

依頼を受けた訪問介護事業所のサービス担当責任者は利用者さんの自宅を訪問し、依頼に基づいたサービス内容の説明をします。説明した内容に同意を得ることができれば、利用者さんや関係する事業所などが集まり会議をして訪問介護計画書を作成します。前述の同意とは別に、上記で作成した訪問介護計画書に同意をもらったうえでサービスの提供を行います。

#### ・サービス利用料について

市町村から発行される介護保険被保険者証に記載されている介護度の支給限度額の枠内のサービス利用料の1割～3割を支払います。介護保険負担割合証に負担割合が記載されています。

#### ・訪問介護サービスではできないこと

「ホームヘルパーが行わなくても利用者さんの生活に差し支えないこと」「家族や同居人などの利用者さん以外の方へのサービス」「介護保険において対象外となる外出」「医療行為」となります。下記に具体例を紹介するので参考にしてください。

例)

電気器具の修理
家具の移動や修理
窓のガラス拭き
庭の草むしり
ペットの散歩など
医療行為
利用者さん以外の方へのサービスや掃除



## ■障害福祉サービス

事業所番号 0510101538

#### ・運営方針

利用者等が居宅において自立した生活を送れるよう、身体及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする

#### ・サービス内容

**居宅介護**・居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

障害支援区分が区分1以上(障害児にあってはこれに相当する心身の状態)である者。

ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する者。

#### 対象者・・・

(1) 区分2以上に該当していること

(2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること

・歩行:「全面的な支援が必要」

- ・移乗:「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ・移動:「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ・排尿:「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ・排便:「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

- ・**重度訪問介護**・・重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

### 対象者・・・

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する障害者。

具体的には、障害支援区分が区分4以上であって、下記のいずれかに該当する者。

- (1) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
- (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

